

令和7年度第17回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和8年3月9日（月）13：30～14：03
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 吉井委員
- 4 欠席者 本田委員
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は、本田委員が所用のため、欠席されております。

本日は、議案6件、協議事項2件、報告事項3件です。まず、非公開事項について、お諮りいたします。議題のうち、教第62号議案、報告事項2については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。教第63号議案については、同項第4号により、社会教育委員及び法律または条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事。協議事項42、協議事項43、報告事項1については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

教第58号議案 「神戸市立学校園働き方改革推進プラン_2.0」の策定について

（福本教育長）

教第58号議案、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン_2.0」の策定について、事務局より説明をお願いします。

（筒井教職員給与課長）

2025年6月改正の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づきまして策定をするものです。今まで関係者の方々の意見を踏まえながら調整を行い、計画を策定いたしておりますので、改めて概要から説明させていただきます。

資料の表紙に「神戸市学校園働き方改革推進プラン_2.0」と命名させていただいています。平成30年度から学校園の働き方改革推進プラン等で進めてきた取組を踏まえ、引き続き今回に引き継ぐということで、2.0とさせていただいております。

1 ページ目が教職員の皆様へということで、教育長メッセージを入れさせていただいております。2 ページに計画の位置づけと、文部科学省の目標水準を書かせていただいております。

3 ページには我々が目指すべき姿のキャッチフレーズといたしまして、「“先生でよかった”と思える毎日を」を実現できるような働き方改革を進めてまいりたいと考えています。計画期間は、2026年度から2029年度までの4か年でございまして、対象校種、対象職種は記載のとおりでございます。

4 ページはこれまでの取組ということで、冒頭に申し上げましたとおり、2019年の3月から取組を進めてまいりまして、今まで進んできた取組を引き継ぐということで、こちらに記載させていただいております。

5 ページはこれまでの取組の評価ということでございまして、時間外在校等時間につきましては、2024年度で29.7時間となっており、文部科学省の示す30時間を今のところ達成しているという状況でございますが、引き続き取組を進めてまいりたいと考えています。また、取組の中で新たに生まれた課題ということも幾つかございまして、これからは時間だけではなく質そのものを高めていく取組が重要だということを記載させていただいております。

6 ページは現状ということで、2024年度実績でございます。時間外在校等時間につきましては、全校種では平均29.7時間ですけれども、内訳で言いますと、中学校は減ってきたとはいえ37.5時間という状況でございます。中央の職種別ではまだ教頭先生が多い状況です。月平均を年代別で見ますと、若手職員がまだ多い状況です。また、月45時間以下の教諭割合が76.4%を示しており、最終的には100%を目指すということになりますが、なかなか厳しい状況でございます。

7 ページが計画をつくるに当たり整理した考え方です。主な取組から「“先生でよかった”と思える毎日を」を目指すのではなくて、「“先生でよかった”と思える毎日を」を実現するためにはどういったことが必要なのかということから逆算して、主な取組を考えています。あくまで記載しているのは主な取組でございますので、これのみではなく、この計画期間の中で出てきたものについては、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

8 ページ、9 ページは文部科学省が定めることとしている数値目標を記載してございます。8 ページは主に基礎的な数値の目標ということで、平均時間外在校等時間については、

文部科学省の目標水準は30時間以内ということでございますが、現在29.7時間ですので、少しずつ減らして2029年度には25時間を目標としています。2つ目は時間外在校等時間／月が45時間以下の割合を29年度には100%を目標にするということでございますが、段階的に達成していきたいと考えています。3つ目は教育事務職員の平均超過勤務時間が現在7.8時間となっております。ただ、先生の働き方改革の中で事務職員の負担が増えることもありますので、増えないということを目指し、現状レベルの超過時間を維持できるような目標を記載しております。

9ページはその次の目標です。1つ目は働きがい等を図るエンゲージメントスコアを来年度以降は調査をしてまいりますので、そのスコアを改善していくといったことや、健康確保措置ということもございますので、精神疾患による病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者の割合を減らしていくといったことを記載しております。

10ページ以降は主な取組の具体的な項目となっております。1つ目が学校業務の精選・役割の明確化でございまして、学校業務の棚卸ということで、学校の中で昔から実施しているけれども残っている業務や、教頭先生だけが行っている業務等、様々あると思いますので、そういったものの棚卸しをして、本当に必要なものなのかどうなのかということから見直しを進めていくものでございます。

11ページはデジタル技術を活用した校務の効率化、12ページは開かれた学校にしていく必要がございますので、コミュニティ・スクールの推進の取組を進めていくこと、13ページは職場環境の改善、14ページは持続可能な指導体制の構築を記載しています。また、その中の1つとして15ページの学年（チーム）担任制の推進や16ページの「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりといった、先生方の働きがいというものを高めていく取組があります。

17ページはコベカツの推進として、これにより生まれた時間を子供たちに向き合う時間に注力することで、より良い取組を進めていくことを記載しています。

18ページは働き方改革トライアル事業や新たな教職員の意識調査によって、それぞれ分析をして対策を取っていくという内容で、19ページは多様な働き方を可能とする仕組みづくりの促進を記載しています。

最後20ページは教職員の健康管理ということで、“こころ”と“からだ”の健康管理を進めてまいります。

数値目標がありましたけれども、そればかりを追いかけるのではなくて、実際に先生方が働きやすい、働きがいのある、“先生でよかった”と思える毎日を実現できるような取組を進めてまいりたいと思っております。

（福本教育長）

来年度から4年間の働き方改革の推進プランの概要です。これまでの取組も含めて、幅広く数値目標も入れながらまとめました。御質問等ございますか。

(山下委員)

すごく明確なコンセプトを今回も分かりやすくお示しいただいていると思います。学校現場、更には市民の皆さんとも、きちんと共有しようという姿勢を感じて、大変心強く思いました。広範に目配りしていただいて、概ね十分な内容だと感じておりますが、2つほど確認させてください。

1つはスライドの5枚目に新たに生まれた課題ということで、自由記述を読み取っていただいております、3つの項目を挙げられていますが、具体的にどういう言葉があったか御紹介いただきたいです。また、新たに生まれた課題に対応するために、この2.0の中で具体的に対応しているという繋がりについても再度確認させていただきたいと思います。

2つ目が、次年度以降はエンゲージメントサーベイも実施されるということですのでけれども、こういった項目等が想定されるのか、今の段階で共有していただける部分があれば教えてください。

(筒井教職員給与課長)

1つ目の新たな生まれた課題については、3つ書かせていただいています。アンケートを取ってしまして、具体的にはそれぞれ項目がありますが、まとめると人間関係が希薄化になったということや、業務の見直し等を行う中で、やはり保護者との距離が少し空いてしまったという声もございましたので、個別具体的に意見があったというよりは、アンケートの結果をまとめて、3つ書かせていただいています。

これまでは、2019年3月の働き方改革推進プランの取組を進めてきました。その中で「令和の時代における『学校の業務と活動』」の取組として第1弾、第2弾、第3弾と取り組んでまいりました。この間の取組はスライドの4ページにも主な取組・方向性ということで具体的に書かせていただいています。これを全部変えるのではなく引き継ぎながら、新たに出てきた課題も含めて取り組んでいきたいということで、2.0と繋げており、さらにバージョンアップしていきたいと考えています。

エンゲージメントサーベイの具体的な項目については、これから事業者より提案いただきまして、公募型のプロポーザルで選定していきたいと考えていますので、現状まだ項目は決まっていません。

(山下委員)

引き続き、学校現場の先生方のニーズを汲み取りながら、進めていただけることを期待しております。

(今井委員)

これまでも協議させていただいたので、内容的には特に異存はありませんが、今後、

学校現場の先生方へどうお伝えするのか、また、学校運営協議会や地域の皆さんにどうやってお伝えしていくか、今後の予定等、定まっているところがあれば教えてください。

（筒井教職員給与課長）

学校現場の教員の方々に、これをしっかりと知っていただくのは非常に重要なものと考えています。この計画を定めるに当たりまして、この3月に学校園の校園長会で計画を示し、周知をしているところでございます。今回承認をいただき、策定ということになれば、また改めて周知を行ってまいりたいと考えています。

地域の方々に関しましては、法の定めがございまして、学校運営協議会の年度当初の会議の中で、働き方改革のことを含めた方針を定め、地域の方や保護者の理解を得て承認をいただくということになっています。今回の計画全てというわけではありませんが、そういった取組を各学校で行っていただく必要がありますので、その部分を含めて現在説明しております。

（正司委員）

非常に様々な角度から考えられている計画になっているのではないかと思います。先ほどの今井委員のお話にも関連しますが、校長会や教頭会において内容の説明はされていると思いますが、それだけでは、なかなか学校現場に下りないというのは、以前から出てきている話だと思います。ぜひとも学校現場でこれを自分事として捉えて、組織として取り組めるよう、事務局からの支援をお願いしたいと思っています。

トライアル事業を通じた取組の見える化と共有を進めるということが計画に入っていますが、なかなか難しいのではないかと思います。難しい点を克服するために特に考えられていることがあれば教えてください。もしくは、課題としてどういうことを把握されているか御説明ください。

（筒井教職員給与課長）

働き方改革トライアル事業は令和7年度からスタートしています。数多くの募集いただき、そのうち13校を採択し、取組を進めていただきました。今年度の取組の結果については、現在集約しているところでございます。集約した結果を横展開していくことが必要でございまして、我々が持っている働き方改革のポータルサイト等も含めて取組を広く周知し、各学校の中でも取り組めるものは取り組んでいただきたいと思います。お金がかかるものもあれば、そうでないものもありますので、広めていきたいというふうに考えてございます。

（吉井委員）

バージョン1.0のところで随分努力をされて、成果が出てきているということだと思います。

ます。これから2.0を実施するにあたっては、今度は課題を見つけることがなかなか難しくなってくると思います。その中で、取組の方向性にも書いてありますけども、学校業務の棚卸しを進めるというのは非常に大事なことだと思います。そのままエンゲージメントにもつながる話だと思いますので、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

これから行う働き方改革は重箱の隅をつつくような話になりかねませんが、そうならないよう棚卸しを行い、しっかり進めていただければと思います。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

では、御意見がないようでしたら採決を行いたいと思います。教第58号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第59号議案 神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第59号議案、神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(高野尾政策調整担当課長)

4ページを御覧ください。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等が義務付けられ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5、学校運営協議会部分に改定がございました。このことから、神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を一部改正するものです。

改正の内容としましては、1ページにお戻りいただき、改正後の下線部を御覧ください。第5条第1項第1号において、下線部も含めた基本方針を学校運営協議会で承認を得るものとするよう、改正をする予定でございます。

(福本教育長)

御質問等ございますか。

(山下委員)

学校と地域を結びつける上で要になる重要な規定を受けて、対応いただいているというふうに見えました。ただ、具体的に考えるとなかなか難しい面もあるのではないかと思います。例えば、神戸市全体としての取組もあれば、当該校独自の必要な取組もあろうかと思います。校長先生が運営協議会の皆さんに具体的に御説明されるときに、例えば教育委員会事務局からひな形のようなものを提示し、市全体としてはこんな感じで、学校としてはこういうところがあるので、こんなふうにしていますという説明ができると良いのではないかと思います。このようなサポート体制やひな形の配付といったことは想定されているのか、現時点で共有していただけるようなことがあれば、教えていただきたいと思います。

また、運営協議委員の皆様も社会経験をお持ちとはいえ、学校独自のことや知識も必要になると思います。恐らく立てつけとして、法改正のときに研修の附帯決議もあるのではないかと思います。今後に関わることで、展望について可能な範囲で教えていただきたいと思います。

(高野尾政策調整担当課長)

学校の基本方針につきましては、これまでも様式は定めておりません。学校が子供たちの今の姿や現状課題を踏まえて、学校づくりの目標や育てたい子供の姿を実現するために作成いただいています。そのため、業務量管理・健康確保措置についてどうするかというのを当該校で考えていただき、きちんと学校運営協議会でお示しいただき、丁寧に御説明いただきたいと考えております。また、令和8年度以降の学校評価報告書の中には、重点的な取組として何を設定するかということを学校運営協議会で説明していただいて、PDCAサイクルをしっかりと回して改善していけるよう、お願いをする予定でございます。

学校独自の研修の附帯決議につきましては、今後の取組となりますので、申し訳ございませんが、現時点で御説明できることはありません。

(福本教育長)

新しい制度に変わると、学校運営協議会も一定の働きをする必要があるということになっていきます。そのあたりについては、教育委員会も各学校をしっかりとグリップする必要があると思っております。よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。教第59号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第60号議案 元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則について

(福本教育長)

教第60号議案、元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

これまで教育委員会規則につきましては、時代適合性の観点などから、順次、整理、見直しを行ってまいりましたが、今回も同様に10規則について、教第60号議案と教第61号議案において、廃止や改正を行うというものでございます。

まずは廃止する規則でございます。2ページの参考資料を御覧ください。

(1) 時代適合性のない規則ということで、①元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則でございます。大分前になりますが、元号が昭和から平成に改正された際に、規則に定める様式に記載されている昭和の年号について、平成に変えますと定めたものでございます。

②神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規則は、東日本大震災の復興財源確保のために、国家公務員、地方公務員の給与カットを行った際の管理職手当を10%カットするということを定めたものでございます。①と②の規則は現在必要がありませんので、廃止したいと考えております。

(2) 訓令として定めるべき規則ということで、③職員の服務の宣誓に関する規則でございます。こちらは職員の服務の宣誓に関する条例に基づきまして、教育委員会職員の宣誓書の保管方法や様式を定めたものでございまして、基本的には所属している教職員等に伝達しているレベルのものでございます。内容としましても、教育長に委任されている事務の内容でございますので、市長部局においても訓令という形になっていることから、本規則を廃止しまして、教育長訓令として改めて設定したいと考えております。

(福本教育長)

御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。では、採決を行います。教第60号議案を承認とさせていただいてよろしいですか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第61号議案 神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第61号議案、神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

こちらは7つの規則について、引用した法律規則等の誤記、引用条文のずれ、定義の誤り、その他軽微な誤記を修正して、また、様式を削除する改正を行うものでございます。

1 ページを御覧ください。第1条の神戸市教職員表彰規則におきましては、第1条で、表彰の対象とする教職員の定義につきまして、神戸市教職員表彰規則を引用しております。ただ、神戸市職員表彰規則においては対象の職員から教職員を除くと書いてあるだけで、教職員について定義づけされているわけではございませんので、引用をやめまして、神戸市職員表彰規則と同様に、本市の教職員という表現に修正したいと考えております。

2 ページに参りまして、第2条の公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則におきましては、第1条及び第2条につきましては、引用法令の法令番号を追加いたします。第3条、第4条は様式を定める内容となっておりますが、市全体として現在、電子申請化等の流れもありまして、様式を規則で定めることをやめる方向で動いております。そのため、今回第3条、第4条に記載している様式の定めについて削除したいと考えております。

3 ページに参りまして、第5条では第3条の削除に伴いまして、引用部分の修正を行います。第6条は、規則番号の追加や引用規則の条ずれの修正を行いたいと考えております。

続きまして、第3条の職務に専念する義務の特例に関する規則におきましては、4 ページに参りまして、第1条では引用条例が誤っているため、修正します。さらに引用条例の条ずれの修正を行いたいと考えております。

第2条では、任命権者の許可や任命権者が承認することになっているところを教育委員会に改めたいと考えております。

続きまして、第4条の神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則におきましては、第6条から第16条にかけて入学通知書等の様式について定めがあるのですが、こちらを削

除いたします。

なお、8ページにあります、第13条の転学ないし退学届につきましては、保護者が提出するものでございますので、必要な記載事項について、改めて13条に定めております。

また、20ページにあります、第24条では、これらの様式については所管課長が定めるという形に変更しております。

続いて、10ページ、第5条の教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則におきましては、第3条の再任用短時間勤務職員という表現が誤っておりまして、正しくは定年前再任用短時間勤務職員です。改正漏れということで修正したいと考えております。

続きまして、12ページに参りまして、第6条の神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則につきましては、第1条の条文の文章表現がおかしいということで、文章が正しくなるように修正をしております。

第7条の神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則におきましては、規則において2つの様式が規定されておりますが、そのうち第5条第2項に記載されております、様式1号につきましては、条例の中で、教育委員会規則で定めると規定されておりますので、こちらは別記様式に修正したいと考えております。また、第4項に記載されています、様式第2号は廃止、削除したいと考えております。この規則の基となります条例につきましては、青少年育成センターの利用申請に関する内容となっています。児童生徒の在籍校が市立学校であるか、または、私学等そうでない場合ということで、手続が違う想定で規定されていますが、実際は市立、または、そうでない場合も同じ手続の方法、申請書等も同じ内容ということになっております。規則では、市立学校の手続については規則で定めるという形になっておりますが、同じ内容となっている実情に合わせるような形で、今回、規則の整備を行っているという形になってございます。

(福本教育長)

御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。では、採決を行います。教第61号議案を承認とさせていただいてよろしいですか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

公開は以上になりますが、教育委員の皆様から教育委員会会議で取り上げる事項について、ございませんでしょうか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会14時03分